

墨田区教育委員会

主 文

- ## 事案の概要

- 1

の報告書等（添付資料は不要）

(2) 区立小中学校から処分庁に提出・報告のあった教職員に係る交通事故（加害及び被害の両方）の報告書等（添付資料は不要）

(3) 上記(1)及び(2)により、東京都教育委員会（以下「都教委」という。）に報告（内申・進達）した文書及びその決定（伺い・起案）文書

2 処分庁は、本件公開請求に対して、公開・非公開の判断の整理に時間を要するため、公開の可否の決定期間を延長することを決定し、平成29年12月19日付けで区政情報公開決定等期間延長通知書（29墨教指第1692号）を審査請求人に送付した。

3 処分庁は、本件公開請求のうち上記1の(1)及び(3)について、5件の服務事故に係る服務事故報告書（第一報）、都教委への報告（追加資料の提出を含む。）に関する決定文書及び都教委への処分の内申に関する決定文書（以下これらを「本件対象文書」という。）を特定した。そして、この裁決書の別表1のうち、「処分庁が非公開とした部分」欄に掲げる情報について、同表「非公開とした理由及び根拠」欄に掲げる理由及び根拠に該当するとして部分公開を決定し、平成30年1月31日付けで区政情報部分公開決定通知書（29墨教指第1692号の1。以下「本件通知書」という。）を審査請求人に送付した。

4 また、処分庁は、本件公開請求のうち上記1の(2)について、対象の区政情報が存在しないとして、平成30年1月31日付けで区政情報不存在通知書（29墨教指第1692号の1）を審査請求人に送付した。

5 審査請求人は、上記3の部分公開決定（以下「本件処分」という。）を不服とし、非公開とされた部分の一部を公開することを求める審査請求書を平成30年4月30日付けで郵送し、同年5月1日に当庁に到達した。

6 当庁は、条例第17条第2項及び第3項の規定に基づき、弁明書の写しを添えて平成30年6月1日付けで墨田区行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

7 審査請求人は、平成30年7月2日付けで審査会に対して意見書を郵送し、同年7月4日に到達した。

8 その後、当庁は、令和2年8月7日付けで、審査会の答申を得て、同年9月17日付けで審理手続を終結した。同年9月23日付けで、審理手続が終

結した旨、審査請求人あてに郵送した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（平成30年4月30日付け）及び意見書（同年7月2日付け）において、本件処分は違法及び不当であるため、以下のとおり本件処分を取り消し、非公開とされた部分の一部を公開するよう主張している。

(1) 審査請求の趣旨

処分庁が平成30年1月31日付けで審査請求人に対して行った本件処分を取り消し、別表1のうち、「処分庁が非公開とした部分」欄に掲げる情報のうち、同表「審査請求人が公開を求める部分」欄に記載された情報の公開を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求の理由は、以下のとおり要約される。

ア 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。

以下「情報公開法」という。）と条例は同じ内容を規定している。情報公開法第5条に規定する不開示情報は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を最大限に保護するためのものであり、不開示情報が記録されている場合における行政機関の長の執るべき行為について明文の規定はないが、これは行政機関の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要がある。

イ 情報公開法第5条第1号の「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の「おそれ」の有無についての判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。各規定の要件の該当性を客観的に判断し、個人の権利利益を保護する事務の根拠となる規定・趣旨に照らし、適正な遂行といえるものであることが行政機関の長には求められる。

ウ 処分庁の執った行為は、情報公開法及び条例の精神に反し、蓋然性のない恣意的判断による身内意識からの^{かば}庇い立てであり、適正な遂行とは程遠いものである。これまでも、墨田区行政の条例の運用は、上記アの考え方

とは正反対のものであり、墨田区行政の職員による非公開情報の該当性の判断は的確なものではない。地方公共団体としての墨田区に置かれた行政委員会たる処分庁には、独立した実施機関としての適切な判断が求められる。

エ 個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、被害者等には最大限の保護は必須ではあるが、地方公務員法第33条の「信用失墜行為の禁止」に違反したことにより、同法第29条（懲戒）等に基づき、懲戒免職・停職・減給・戒告の処分はもちろん、訓告・厳重注意を受けた者は、法令等を犯し処分されたのであるから、情報公開法及び条例の法的保護をそのまま該当させるべきではない。法令違反等の該当者については、個人の正当な権利利益を最大限に保護する必要はなく、生年月日等の最小限に留めるべきである。

オ 非公開とする理由及び根拠の中に「公にすることにより、今後、同種の事故が発生した場合に、事故関係者からの適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため（条例第6条第6号）」とあるが、適切な情報収集や人事管理については、単なる確率的な可能性であり、教育委員会が日頃から教職員（学校）や保護者等（地域）の信頼を得ていれば困難や支障を生じることはない。教育委員会が厳正に対処し公表することにより、全教職員には正確な情報の提供と自覚を促し、同種の事故の抑止へとつなげるべきである。

カ 不祥事については再発の防止からも積極的に公表すべきである。公表の有無や範囲は墨田区行政の任意ではあるが、議会やマスコミ等を通じての区民等への公表は、全職員に自覚を促し再発を抑止する効果がある。多くの自治体で行われており、時代の趨勢^{すう}である。

キ 非違行為を行って懲戒免職となった教職員をなぜ区民や区議会に公開し、再発防止の対策を講じようとししないのか。ひたすらに隠蔽し、身内意識^{かibo}から庇い立てをすることは、区民には到底受け入れられない。当該非違行為及び懲戒免職は、本人が他人に知られたくないと望む、望まないに関わらず、教職歴及び職責を考慮すると、都区教育委員会並びに同校及び他校の教職員はもちろん、同校の児童及び保護者並びに校区住民も当然に知

り得る情報である。

ク 被害者の個人情報 は求めているない。

また、関係者等々を含めた方々の心身の状況・病歴・学歴・親族関係などの公開も求めているない。

2 処分庁の説明要旨

処分庁は、弁明書（平成30年5月23日付け）及び口頭理由説明（令和2年2月27日聴取）において、本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきであると主張している。

その理由は、以下のように要約される。

(1) 法令秘情報について（条例第6条第1号）

ア 条例第6条第1号は、「法令及び条例の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣、東京都知事その他国若しくは東京都の機関が示す処理基準により、公にすることができないと認められる情報」について、非公開情報としている。

イ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2は、「訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開法・・・の規定は、適用しない。」と規定しており、同条の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解されるが（内閣府の情報公開・個人情報保護審査会（以下「内閣府審査会」という。）の答申（平成14年5月24日／平成14年度（行情）第29号））、不起訴処分となったことにより作成される不起訴処分告知書が、この「訴訟に関する書類」に含まれることは明白である。

ウ さらに、刑事訴訟法第47条本文において、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定され、不起訴記録に係る「訴訟に関する書類」は非公開とされている。

エ 上記イ及びウのとおり、刑事訴訟法第47条において不起訴記録に係る「訴訟に関する書類」の非公開が、また、同法第53条の2において「訴訟に関する書類」に係る情報公開法の適用除外が規定されており、不起訴処分告知書は、条例第6条第1号に規定する「法令・・・の規定・・・により、公にすることができないと認められる情報」に該当する。

(2) 個人に関する情報について（条例第6条第2号）

ア 条例第6条第2号は、「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、原則として非公開情報としており、同号ただし書ウにおいて、「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、非公開情報から除かれる情報としている。これは情報公開法第5条第1号ただし書ハと同じ規定であり、これらは同意義であると解される。

イ 判例においては、「国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の社会的活動としての側面を有するが、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が情報公開法第5条第1号に規定する『個人』に当たることを理由に同号の非公開情報に当たるとはいえないものと解するのが相当である」（平成15年11月11日最高裁第三小法廷判決）と判示しているが、この判決は、公務員等に係る情報も「個人に関する情報」であることを前提としている。

ウ そして、情報公開法第5条第1号ただし書ウの「公務員の職務の遂行に係る情報」とは、行政庁として分任する職務の遂行に係る情報のことであり、ある公務員AがBによって分限処分を受けた場合、当該処分を行うことは、Bの職務の遂行に係る情報ではあるが、Aにとっては職務に関する情報ではあっても、職務の遂行に係る情報ではない。内閣府審査会の答申（平成19年2月9日／平成18年度（行情）第379号）においても、懲戒処分を受けることが被処分者に分任された職務遂行に係る情報とはいえないと判断している。

エ 公務員の心身の状況、病歴、学歴、親族関係など、当該公務員の公務と直接関係のない情報については、公務員の個人に関する情報としてみだりに公開されるべきでないことは当然であり、公務員の公務に関連した情報であっても、公務員の勤務態度、勤務成績、処分歴等、個人の資質、名誉に関わる当該公務員固有の情報であって、本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものである。これらは、公務員の個人に関する情報としてみだりに公開される

べきではないのであって、条例第6条第2号に規定する「個人に関する情報」に含まれることは、明白である。

オ 本件処分において非公開とした情報は、服務事故に関連した教職員の学校名、氏名、年齢、性別、生年月日等の身分取扱い上に関する情報であって、上記エのとおり、本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものである。したがって、当該情報は、条例第6条第2号に規定する「個人に関する情報」に該当し、さらに、上記ウのとおり、公務員の職務の遂行に係る情報ではないから、非公開情報から除外されない。これは、たとえ不祥事を起こした教職員であっても同様である。

カ 審査請求人は、懲戒免職・停職・減給・戒告の処分又は訓告・嚴重注意を受けた者に対して、情報公開法及び条例の法的保護を該当させるべきではないと主張しているが、法的保護を一律に該当させないとする法的根拠は存在しないため、当該主張は妥当ではない。

キ 国の「情報公開に関する公務員の氏名・不服申立て事案の事務処理に関する取扱方針（各府省申合せ等）」中の「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）では、「各行政機関は、その所属する職員（・・・）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、以下の場合をいう。①氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」とし、「上記取扱方針に基づき行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、今後は、情報公開法に基づく開示請求がなされた場合には、情報公開法第5条第1号ただし書イ（公領域情報）に該当することとなり、開示されることとなる」と述べている。しかしながら、内閣府審査会の答申（平成21年9月3日／平成21年度（行情）第192号）は、氏名等を公にした場合、当該職員が非違行為を行った、あるいはその疑いが濃厚であると同僚、知人等から誤認されるとともに、公務員としての資質に疑いを持たれるおそれがあるか

ら、当該職員個人の権利利益を害することとなると認められ、上記申合せに定める特段の支障の生ずるおそれがある場合に該当するとして、当該職員の氏名は不開示としている。このことから、職務遂行に係る情報に含まれる教職員の氏名について公開すべきとする審査請求人の主張は採用することができない。

ク 本件処分において非公開とした教職員の学校名等の情報は、それらの情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、教職員名簿等の他の情報とを組み合わせることにより、特定の個人が識別される可能性がある。そうすると、それらの情報を公にすることにより、個人の資質、名誉に関わる当該教職員固有の情報が公開されてしまうことになり、個人の権利利益を害するおそれが十分にあるものである。

(3) 事務事業情報について（条例第6条第6号）

ア 条例第6条第6号及び情報公開法第5条第6号は同じ規定をしており、条例における非公開情報と情報公開法における不開示情報は、同意義であると解される。

イ これらの規定は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を非公開とするものであるが、「支障」の程度については、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」についても、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であるとされている。

なお、「おそれ」の蓋然性については、「行政機関においてそのおそれがあると判断するだけではなく客観的にそのおそれがあると認められることが必要であるというべきであるが、高度な蓋然性があることまで要求することはできない」（平成17年1月25日高松高裁判決）と判示されている。

ウ 判例においては、「公開されることになった場合、作成者や記載内容中の関係者が特定されて問題が生じるのをおそれたり、自らが記載した具体的内容が広く第三者に公開される可能性があるのを嫌ったりして、当たり障りのない記載しかしなくなる結果、本件各文書の記載内容が形骸化するおそれがある。・・・これを公開した場合に、・・・事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」（平成22年2月25日最高裁第一小法廷判決）とし

て、情報を公開した場合に行政機関の事務又は事業に支障が生ずるおそれがあるので、非公開情報に当たると判示している。

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保を困難にすると認められる情報は非公開となる。ただし、困難にすると認められるのは、実質的で法的保護に値する蓋然性のある場合である。審査請求人は、蓋然性がなく単なる確率的な可能性であると主張するが、不祥事に係る報告書等の作成においては、これが公開されることとなった場合、事情聴取への協力に慎重になる等、正確な事実関係の把握が困難になるため、再発防止策の策定や処分に影響が生じ、ひいては教職員の資質向上に支障が生ずるおそれが十分にあるものである。

理 由

1 条例の構成と趣旨

条例は、「区民の区政情報の公開を請求する権利」を保障するとともに、区政に関する説明責務を全うし、開かれた区政の実現と区政に対する区民の理解と信頼を深めることにより、地方自治の本旨に即した区政を推進することを目的とし（第1条）、できるだけ区政情報を公開することを原則としている（第3条）。

他方、区政情報のうちには、私人の権利利益の保護や公益の保護等のため非公開とすべき情報が含まれる場合があることから、条例第6条第1号から第7号までのいずれかに該当する情報（非公開情報）が記録されている場合を除き、公開しなければならないと定めている。

そして、個人に関する情報については、みだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないと定め（条例第3条）、条例第6条第2号本文で、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として非公開とする旨を規定している。

さらに、条例第6条第2号ただし書では、

ア 法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（・・・）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

のいずれかの情報（以下「非公開除外情報」という。）に該当する場合には、同号本文に該当するものであっても、公開しなければならない旨を規定している。

また、条例第6条第6号本文では、「実施機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」については、これを非公開とする旨を規定し、同号エで「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保を困難にすること。」を掲げている。

2 本件対象文書と審査請求人が公開を求める事項

本件対象文書は、別表1の「対象文書」欄の1から16までにあるとおり、教職員が起こした非違行為又は事故等に関する5件の事案につき、事案の概要や調査の報告等を内容とした文書である。処分庁は、それらのうち、別表1の「処分庁が非公開とした部分」欄に記載された情報について、「非公開とした理由及び根拠」欄に記載の理由をもって、非公開とする決定をした。

これに対し、審査請求人は、それら非公開とされた情報のうち、別表1の「審査請求人が公開を求める部分」欄に記載された事項の公開を求めた。

そこで、審査請求人が公開を求める事項について、それらが条例第6条各号に該当する情報であるか否かを検討することとする。

3 非公開情報該当性の検討

別表1の「対象文書」欄の1から16までの文書（ただし、同欄の9の文書を除く。）に関して、審査請求人が公開を求める事項につき、公開をすべきか否かを以下のとおり検討する。

(1) 「対象文書」 1 について

「対象文書」 1 は、1 件目の服務事故に係る処分庁から都教委への服務事故報告書（第一報）である。

ア 条例第 6 条第 2 号本文の該当性

審査請求人が公開を求める事項のうち、服務事故者の氏名は明らかに個人識別情報であり、学校名及び事故関係者である教職員の職名については、他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができる情報であると認められるから、いずれも条例第 6 条第 2 号本文に該当する。

イ 条例第 6 条第 2 号ただし書の該当性

服務事故者は、条例第 6 条第 2 号ただし書ウにいう公務員等に該当するところ、報告をすることは、報告者である公務員にとってはその者が分任する職務の遂行といえるが、報告に服務事故者として記載された公務員にとっては、その者が分任する職務の遂行とはいえないから、上記アに掲げる情報は、同号ただし書ウには該当しない。

また、職員の非違行為について、都教委が懲戒処分等を行った場合に、処分内容及びその重大性、社会的影響等により、当該処分内容又は職員の氏名等を都教委の判断により公表する場合があるが、本件公開請求で対象となった 5 件の服務事故において、上記アに掲げる情報が公表された事実は確認できないから、当該情報は、条例第 6 条第 2 号ただし書アには該当しない。

さらに、上記アに掲げる情報には、条例第 6 条第 2 号ただし書イにいう人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要があると認められるべき公益上の保護や重大性、緊急性も認められないことは明らかである。

ウ 条例第 6 条第 6 号の該当性

「対象文書」 1 中の具体的発言内容について、処分庁は条例第 6 条第 2 号に該当するとするが、当庁は、次のとおり同条第 6 号に該当すると判断する。

職員による非違行為又は事故等が発生した場合、その報告のために被害者など事故関係者から事情聴取を行うことになるが、このような事情

聴取における事故関係者の具体的な発言内容等が公開されることになった場合、事故関係者が事情聴取等への協力に^{しゅん}逡巡すること等により、事故関係者からの適切な情報収集が困難になり、正確な事実の把握が困難となる蓋然性が高い。したがって、これを公開することは、人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められることから、「対象文書」1中の具体的発言内容は、条例第6条第6号に該当する。

なお、以下の対象文書中の同種の情報に対して、処分庁が条例第6条第2号に該当すると判断しているものについても同様とする。

したがって、処分庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(2) 「対象文書」2について

「対象文書」2は、1件目の服務事故に係る処分庁から都教委への報告に関する決定文書である。「対象文書」2中の服務事故者の氏名のほか、校種、学校名、特定の場所名並びに事故関係者である教職員の氏名、性別及び職名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

なお、校種については、墨田区内の小学校が25校、中学校が10校とそれほど多くないことから、上記のとおり判断した。

また、「対象文書」2中の具体的聴取内容、具体的言動及び教諭の心情並びに添付資料「記録」及び添付資料「ボイスレコーダー発言録」は、上記(1)ウに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第6号の該当性については、上記(1)ウで述べたとおりである。

したがって、処分庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(3) 「対象文書」3について

「対象文書」3は、1件目の服務事故に係る処分庁から都教委への処分の内申に関する決定文書である。「対象文書」3中の服務事故者の氏名及び学校名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

したがって、処分庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(4) 「対象文書」4について

「対象文書」4は、2件目の服務事故に係る処分庁から都教委への服務事故報告書（第一報）である。「対象文書」4中の服務事故者の氏名及び

学校名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

したがって、処分庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(5) 「対象文書」5について

「対象文書」5は、2件目の服務事故に係る処分庁から都教委への報告に関する決定文書である。「対象文書」5中の服務事故者の氏名のほか、校種、学校名、服務事故者の住所及び事故関係者である教職員の氏名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

また、「対象文書」5中の具体的発言及び具体的聴取内容は、上記(1)ウに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第6号の該当性については、上記(1)ウで述べたとおりである。

したがって、処分庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(6) 「対象文書」6について

「対象文書」6は、2件目の服務事故に係る処分庁から都教委への処分の内申に関する決定文書である。「対象文書」6中の服務事故者の氏名及び学校名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

したがって、処分庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(7) 「対象文書」7について

「対象文書」7は、3件目の服務事故に係る処分庁から都教委への服務事故報告書（第一報）である。「対象文書」7中の服務事故者の氏名のほか、学校名及び学校行事期間は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

また、「対象文書」7中の具体的送信内容及び具体的聴取内容は、上記(1)ウに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第6号の該当性については、上記(1)ウで述べたとおりである。

したがって、処分庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(8) 「対象文書」8について

「対象文書」8は、3件目の服務事故に係る処分庁から都教委への報告

に関する決定文書である。「対象文書」 8 中の服務事故者の氏名及び生年月日のほか、校種、学校名、学校所在地、学校行事期間、部活動（等）名並びに事故関係者である教職員等の氏名及び性別は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第 6 条第 2 号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

また、「対象文書」 8 中の具体的聴取内容、具体的内容、心情及び具体的言動並びに添付資料(1)及び添付資料(2)は、上記(1)ウに掲げる情報と同種のものであり、条例第 6 条第 6 号の該当性については、上記(1)ウで述べたとおりである。

したがって、処分庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(9) 「対象文書」 10 について

「対象文書」 10 は、4 件目の服務事故に係る処分庁から都教委への服務事故報告書（第一報）である。「対象文書」 9 中の服務事故者の氏名及び学校名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第 6 条第 2 号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

したがって、処分庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(10) 「対象文書」 11 について

「対象文書」 11 は、4 件目の服務事故に係る処分庁から都教委への報告に関する決定文書である。「対象文書」 11 中の服務事故者の氏名のほか、校種、学校名、服務事故者の担当学級及び事故関係者である教職員の氏名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第 6 条第 2 号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

また、「対象文書」 11 中の具体的発言は、上記(1)ウに掲げる情報と同種のものであり、条例第 6 条第 6 号の該当性については、上記(1)ウで述べたとおりである。

なお、添付資料「不起訴処分告知書」は、刑事訴訟法第 53 条の 2 に規定する訴訟に関する書類であり、情報公開法の規定は適用されない。その趣旨に鑑みれば、「不起訴処分告知書」は、条例第 6 条第 1 号でいう「法令等の規定・・・により、公にすることができないと認められる情報」に該当するものといえることができる。

したがって、処分庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(11) 「対象文書」 1 2 について

「対象文書」 1 2 は、4 件目の服務事故に係る処分庁から都教委への追加資料の提出に関する決定文書である。「対象文書」 1 2 中の服務事故者の氏名のほか、学校名、服務事故者の担当学級及び事故関係者である教職員の氏名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第 6 条第 2 号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

また、「対象文書」 1 2 中の「人柄・性格等」・「指導力（教科指導、生徒指導、学級経営等）」・「その他」中の全部及び業績評価の評定は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報ということができ、条例第 6 条第 2 号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しない情報である。

したがって、処分庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(12) 「対象文書」 1 3 について

「対象文書」 1 3 は、4 件目の服務事故に係る処分庁から都教委への追加資料の提出に関する決定文書である。「対象文書」 1 3 中の追加資料「運転記録証明書」は、全体として個人識別情報といえるものであり、条例第 6 条第 2 号に該当する。

したがって、処分庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(13) 「対象文書」 1 4 について

「対象文書」 1 4 は、5 件目の服務事故に係る処分庁から都教委への服務事故報告書（第一報）である。「対象文書」 1 4 中の服務事故者の氏名及び学校名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第 6 条第 2 号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

したがって、処分庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(14) 「対象文書」 1 5 について

「対象文書」 1 5 は、5 件目の服務事故に係る処分庁から都教委への報告に関する決定文書である。「対象文書」 1 5 中の服務事故者の氏名のほか、校種、学校名、体罰を受けた者の年齢、事故関係者である教職員の氏名及び目撃した生徒の氏名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第 6 条第 2 号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

また、「対象文書」 15 中の具体的聴取内容及び具体的発言は、上記(1)ウに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第6号の該当性については、上記(1)ウで述べたとおりである。

したがって、処分庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(15) 「対象文書」 16 について

「対象文書」 16 は、5 件目の服務事故に係る処分庁から都教委への処分の内申に関する決定文書である。「対象文書」 16 中の服務事故者の氏名及び学校名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

したがって、処分庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

4 別表2の「処分庁が非公開とした部分」欄の理由及び根拠の付記について

別表2の「処分庁が非公開とした部分」欄に掲げる情報については、上記3(1)ウのとおり、非公開とすることが相当であると判断するが、その理由は、条例第6条第6号に定める「実施機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、・・・次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」に該当するためである。そうであるならば、条例第6条第2号に該当するとして理由付記をした本件処分は、その記載に不備があるといわざるを得ず、条例第13条第1項の規定に反し、違法であるといえる。

5 その他

審査請求人のその他の主張に対する当庁の見解を、以下のとおり述べる。

- (1) 審査請求人は、「懲戒免職・停職・減給・戒告の処分は勿論、訓告・^{もちろん}嚴重注意を受けた者は、法等を犯し処分されたのである。法や諸規程の過ちを犯し処分された者に、法及び条例の法的保護をそのまま該当させるべきではない。」とする。しかし、本件の対象文書は、主に非違行為又は事故等、処分の端緒となり得る事実の報告を内容としたもので、必ずしも処分を受けたか否かを明らかにするものではない。

また、公務員の職務に関する情報であっても、同時に当該公務員の個人に関する情報の性質を有しているから、条例第6条第2号本文の個人に関する情報には、当然公務員たる個人の情報も含まれ、これを前提にただし

書で非公開除外情報を定めているものと考えられる。したがって、何らかの非違行為等があり、仮に処分を受けた場合であっても、一律に条例の保護の対象外とすべき理由はないから、その点の審査請求人の主張は失当である。

- (2) 審査請求人は、「厳正に対処し教育委員会が公表することにより、全教職員には正確な情報の提供と自覚を促し、同種の事故の抑止へと繋^{つな}げるべきである。」とするが、これは、本件処分の審査請求の対象とはならない事項にわたる主張であり、本件の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のとおりであるから、本件処分のうち、別表2の「処分庁が非公開とした部分」欄に掲げる情報につき、同表の「処分庁が非公開とした理由及び根拠」欄に記載した理由により非公開とした点で、違法性があるというべきであるが、その余の点については、妥当な処分である。

よって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により本件処分のうち、一部の情報を非公開とした理由を変更した上で、当該情報を非公開とする処分に変更することとし、その限度で本件審査請求は理由があるから、これを認容し、その余については理由がないから、同法第45条第2項の規定によりこれを棄却することとして、主文のとおり裁決する。

別表 1

対象文書	処分庁が非公開とした部分 (本件通知書の記載内容)	非公開とした理由及び根拠	審査請求人が公開を求める部分 (本件審査請求書の記載内容)
1 服務事故報告書 (第一報)	「発生場所」中の学校名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第2号)	「発生場所」中の学校名
	「対象者所属校・職名・氏名・年齢・性別」中の学校名・氏名		「対象者所属校・職名・氏名・年齢・性別」中の学校名・氏名
	「関係者(教職員等)」中の学校名・職名・氏名・年齢		「関係者(教職員等)」中の学校名・職名
	「内容の概要」中の教諭氏名・職名・具体的発言内容・校長氏名		「内容の概要」中の具体的発言内容・校長氏名
	「発覚の経緯」中の教諭氏名・職名		
2 28墨 教指第7 90号決 定文書	起案用紙中の校種・学校名・服務事故者氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)であるため(条例第6条第2号)	起案用紙中の校種・学校名・服務事故者氏名
	報告文(案)における「3 発生場所」中の学校名・特定の場所名		報告文(案)における「3 発生場所」中の学校名・特定の場所名
	報告文(案)における「4 当事者・関係者の氏名等」中「セクシュアル・ハラスメントを行った者」の学校名・校長氏名・生年月日、「セクシュアル・ハラスメントを受けた者」の学校名・校長氏名・職名・氏名・生年月日・年齢・担当教科・校務分掌・教職年数、「関係者」の学校名・校長氏名・氏名・性別・生年月日・年齢		報告文(案)における「4 当事者・関係者の氏名等」中「セクシュアル・ハラスメントを行った者」の学校名・校長氏名、「セクシュアル・ハラスメントを受けた者」の学校名・校長氏名、「関係者」の学校名・校長氏名・性別
	報告文(案)における「5 発生の状況(1)当事者・関係者からの事情聴取内容」中①～⑧までの「発生までの経過」中の校長氏名・学校名・特定の場所名、「セクシュアル・ハラスメントを受けた者」の職名・氏名、「関係者」の氏名		報告文(案)における「5 発生の状況(1)当事者・関係者からの事情聴取内容」中①～⑧までの「発生までの経過」中の校長氏名・学校名・特定の場所名
	報告文(案)における「5 発生の状況(1)当事者・関係者からの事情聴取内容」中①～⑧までの「発生までの経過」中の具体的聴取内容	公にすることにより、今後、同種の事故が発生した場合に、事故関係者からの適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため(条例第6条第6号)	報告文(案)における「5 発生の状況(1)当事者・関係者からの事情聴取内容」中①～⑧までの「発生までの経過」中の具体的聴取内容(全て非公開となっている。「セクシュアル・ハラスメントを受けた者等」の個人情報を除いた部分の公開を求める。)

対象文書	処分庁が非公開とした部分 (本件通知書の記載内容)	非公開とした理由及び根拠	審査請求人が公開を求める部分 (本件審査請求書の記載内容)
(続き) 2 28 墨 教指第7 90号決 定文書	報告文(案)における「5 発 生の状況(2) 確認した不適切 な行為発生の経緯及び事実」中 の学校名・教諭氏名・職名・具 体的言動・教諭の心情・年次有 給休暇取得日・出勤日	個人に関する情報で特定の 個人を識別することができる もの(他の情報と照合する ことにより特定の個人を識 別することができるものを 含む。)又は特定の個人を識 別することはできないが、公 にすることにより、なお個人 の権利利益を害するおそれ があるものであるため(条例 第6条第2号)	報告文(案)における「5 発生 の状況(2) 確認した不適切な行 為発生の経緯及び事実」中の学校 名・具体的言動・教諭の心情
	報告文(案)における「6 墨 田区教育委員会及び学校の対応 措置」中の学校名・校長氏名・ 副校長氏名・教諭氏名・職名・ 具体的言動・教諭の心情		報告文(案)における「6 墨田 区教育委員会及び学校の対応措 置」中の学校名・校長氏名・副校 長氏名・具体的言動・教諭の心情
	報告文(案)における「7 墨 田区教育委員会の見解」中の学 校名・校長氏名		報告文(案)における「7 墨田 区教育委員会の見解」中の学校 名・校長氏名
	報告文(案)における「8 添 付資料」中の教諭氏名・職名		報告文(案)における「8 添付 資料」中の職名
	報告文における「3 発生場所」 中の学校名・特定の場所名		報告文における「3 発生場所」 中の学校名・特定の場所名
	報告文における「4 当事者・ 関係者の氏名等」中「セクシュ アル・ハラスメントを行った者」 の学校名・校長氏名・生年月日、 「セクシュアル・ハラスメント を受けた者」の学校名・校長氏 名・職名・氏名・生年月日・年 齢・担当教科・校務分掌・教職 年数、「関係者」の学校名・校長 氏名・氏名・性別・生年月日・ 年齢		報告文における「4 当事者・関 係者の氏名等」中「セクシュ アル・ハラスメントを行った者」の 学校名・校長氏名、「セクシュ アル・ハラスメントを受けた者」の 学校名・校長氏名、「関係者」の 学校名・校長氏名・性別
	添付資料「記録」		添付資料「記録」
	添付資料「ボイスレコーダー発 言録」		添付資料「ボイスレコーダー発 言録」
3 28 墨 教指第7 91号決 定文書	起案用紙中の学校名・服務事故 者氏名	個人に関する情報で特定の 個人を識別することができる もの(他の情報と照合する ことにより特定の個人を識 別することができるものを 含む。)であるため(条例第 6条第2号)	起案用紙中の学校名・服務事故者 氏名
	内申(案)中の学校名・服務事 故者氏名		内申(案)中の学校名・服務事故 者氏名
	内申中の学校名・服務事故者氏 名		内申中の学校名・服務事故者氏名
4 服務事 故報告書 (第一 報)	「発生場所」中の学校名	個人に関する情報で特定の 個人を識別することができる もの(他の情報と照合する ことにより特定の個人を識 別することができるものを 含む。)又は特定の個人を識 別することはできないが、公 にすることにより、なお個人	「発生場所」中の学校名
	「対象者所属校・職名・氏名・ 年齢・性別」中の学校名・氏名		「対象者所属校・職名・氏名・年 齢・性別」中の学校名・氏名
	「内容の概要」中の教諭氏名		「内容の概要」中の教諭氏名

対象文書	処分庁が非公開とした部分 (本件通知書の記載内容)	非公開とした理由及び根拠	審査請求人が公開を求める部分 (本件審査請求書の記載内容)
(続き) 4 服務事故報告書 (第一報)	「発覚の経緯」中の教諭氏名	(続き) の権利利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第2号)	「発覚の経緯」中の教諭氏名
	「その他」中の教諭氏名		「その他」中の教諭氏名
5 28墨 教指第1 575号 決定文書	起案用紙中の校種・学校名・服務事故者氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第2号)	起案用紙中の校種(小学校)・学校名・服務事故者氏名
	報告文における「3 発生場所」中の住所・学校名・氏名		報告文における「3 発生場所」中の住所・学校名・氏名
	報告文における「4 当事者の氏名等」中の学校名・校長氏名・当事者氏名・生年月日		報告文における「4 当事者の氏名等」中の学校名・校長氏名・当事者氏名
	報告文における「5 発生状況」中の学校名・教諭氏名・副校長氏名・具体的発言		報告文における「5 発生状況」中の学校名・教諭氏名・副校長氏名・具体的発言
	報告文における「6 学校及び墨田区教育委員会の対応措置」中の学校名・副校長氏名・教諭氏名・校長氏名・具体的聴取内容		報告文における「6 学校及び墨田区教育委員会の対応措置」中の学校名・副校長氏名・教諭氏名・校長氏名・具体的聴取内容
	報告文における「7 墨田区教育委員会の見解」中の学校名・校長氏名・教諭氏名		報告文における「7 墨田区教育委員会の見解」中の学校名・校長氏名・教諭氏名
	報告文における「8 添付資料」中の学校名		報告文における「8 添付資料」中の学校名
	添付資料(1)「校内研修計画」中の学校名		添付資料(1)「校内研修計画」中の学校名
	添付資料(2)「個人情報の取扱規程」中の学校名		添付資料(2)「個人情報の取扱規程」中の学校名
	添付資料(3)「成績補助簿の写し」		
	添付資料(4)「校舎配置図」	校舎の構造が明らかにされることにより、犯罪を誘発し、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるため(条例第6条第4号)	
	添付資料(5)「職員室見取り図」	職員室における書類等の保管場所が明らかにされることにより、犯罪を誘発し、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるため(条例第6条第4号)	

対象文書	処分庁が非公開とした部分 (本件通知書の記載内容)	非公開とした理由及び根拠	審査請求人が公開を求める部分 (本件審査請求書の記載内容)
(続き) 5 28墨 教指第1 575号 決定文書	添付資料(6)「自宅見取り図及び写真」	個人に関する情報であり、特定の個人を識別できなくても、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため(条例第6条第2号)	
	報告文(送付文書)における「3 発生場所」中の住所・学校名・氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第2号)	報告文(送付文書)における「3 発生場所」中の学校名・氏名
	報告文(送付文書)における「4 当事者の氏名等」中の学校名・校長氏名・当事者氏名・生年月日		報告文(送付文書)における「4 当事者の氏名等」中の学校名・校長氏名・当事者氏名
	報告文(送付文書)における「5 発生状況」中の学校名・教諭氏名		報告文(送付文書)における「5 発生状況」中の学校名・教諭氏名
6 28墨 教指第1 575号 の1決定 文書	起案用紙中の学校名、服務事故者氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)であるため(条例第6条第2号)	起案用紙中の学校名、服務事故者氏名
	内申(案)中の学校名、服務事故者氏名		内申(案)中の学校名、服務事故者氏名
	内申中の学校名、服務事故者氏名		内申中の学校名、服務事故者氏名
7 服務事故報告書 (第一報)	「発生場所」中の学校名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第2号)	「発生場所」中の学校名
	「対象者所属校・職名・氏名・年齢・性別」中の学校名・氏名		「対象者所属校・職名・氏名・年齢・性別」中の学校名・氏名
	「関係者(児童・生徒)学年・組・氏名・年齢・性別」中の学校名・関係者氏名・年齢・性別		「関係者(児童・生徒)学年・組・氏名・年齢・性別」中の学校名
	「内容の概要」中の学校名・関係者氏名・教諭氏名・具体的送信内容・学校行事期間		「内容の概要」中の学校名・教諭氏名・具体的送信内容・学校行事期間
	「発覚の経緯」中の関係者氏名		
	「その他」欄の手書きメモによる具体的聴取内容	公にすることにより、今後、同種の事故が発生した場合に、事故関係者からの適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため(条例第6条第6号)	「その他」欄の手書きメモによる具体的聴取内容(全て非公開となっている。「関係者」の個人情報を除いた部分の公開を求める。)

対象文書	処分庁が非公開とした部分 (本件通知書の記載内容)	非公開とした理由及び根拠	審査請求人が公開を求める部分 (本件審査請求書の記載内容)
8 28 墨 教指第2 095号 決定文書	起案用紙中の校種・学校名・服 務事故者氏名	個人に関する情報で特定の 個人を識別することができる もの(他の情報と照合する ことにより特定の個人を識 別することができるものを 含む。)であるため(条例第 6条第2号)	起案用紙中の校種(中学校)・学 校名・服務事故者氏名
	報告文における「3 発生場所」 中の服務事故者の住所・学校 名・氏名・学校所在地		報告文における「3 発生場所」 中の服務事故者の学校名・氏名・ 学校所在地
	報告文における「4 当事者・ 関係者の氏名等」中「行為を行っ た者」の学校名・氏名・生年月 日・部活動名、「行為を受けた者」 の学校名・氏名・性別・生年月 日・年齢・部活動等名、「関係者」 の学校名・氏名・性別・生年月 日・年齢、「保護者」の氏名・住 所		報告文における「4 当事者・関 係者の氏名等」中「行為を行っ た者」の学校名・氏名・生年月日・ 部活動名、「行為を受けた者」の 学校名、「関係者」の学校名・氏 名・性別
	報告文における「5 発生の状 況(1)当事者・関係者からの 事情聴取内容」の氏名		報告文における「5 発生の状況 (1)当事者・関係者からの事情 聴取内容」の氏名
	報告文における「5 発生の状 況(1)当事者・関係者からの 事情聴取内容」の具体的聴取内 容	公にすることにより、今後、 同種の事故が発生した場合 に、事故関係者からの適切な 情報収集が困難となり、人事 管理に係る事務の公正かつ 円滑な遂行に支障を及ぼす おそれがあると認められる ため(条例第6条第6号)	報告文における「5 発生の状況 (1)当事者・関係者からの事情 聴取内容」の具体的聴取内容(全 て非公開となっている。「関係者」 の個人情報を除いた部分の公開 を求める。)
	報告文における「5 発生の状 況(2)確認した事故発生の経 緯及び事実」中の学校名・教諭 氏名・生徒氏名・具体的内容・ 心情	個人に関する情報で特定の 個人を識別することができる もの(他の情報と照合する ことにより特定の個人を識 別することができるものを 含む。)又は特定の個人を識 別することはできないが、公 にすることにより、なお個人 の権利利益を害するおそれ があるものであるため(条例 第6条第2号)	報告文における「5 発生の状況 (2)確認した事故発生の経緯及 び事実」中の学校名・教諭氏名・ 具体的内容・心情
	報告文における「6 学校及び 墨田区教育委員会の対応措置」 中の学校名・氏名・学校行事期 間・部活動等名・具体的言動・ ・具体的聴取内容・心情		報告文における「6 学校及び墨 田区教育委員会の対応措置」中の 学校名・氏名・学校行事期間・部 活動等名・具体的言動・具体的聴 取内容・心情
	報告文における「7 墨田区教 育委員会の見解」中の学校名・ 教諭氏名		報告文における「7 墨田区教育 委員会の見解」中の学校名・教諭 氏名
	報告文における「8 添付資料」 中の教諭氏名		報告文における「8 添付資料」 中の教諭氏名
	添付資料(1)		添付資料(1)
	添付資料(2)		添付資料(2)

対象文書	処分庁が非公開とした部分 (本件通知書の記載内容)	非公開とした理由及び根拠	審査請求人が公開を求める部分 (本件審査請求書の記載内容)
1 2 2 8 墨教指第 2 2 4 8 号の1決 定文書	服務事故関係資料における「事故者所属」中の学校名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第2号)	服務事故関係資料における「事故者所属」中の学校名
	服務事故関係資料における「事故者氏名」中の氏名		服務事故関係資料における「事故者氏名」中の氏名
	服務事故関係資料における「②事故者の概要」中「学年」の担当学級、「人柄・性格等」「指導力(教科指導、生徒指導、学級経営等)」「その他」中の全部、業績評価の評定		服務事故関係資料における「②事故者の概要」中「学年」の担当学級、「人柄・性格等」「指導力(教科指導、生徒指導、学級経営等)」「その他」中の全部、業績評価の評定
	〈服務事故関係資料の記入をお願いします〉における校長氏名		〈服務事故関係資料の記入をお願いします〉における校長氏名
1 3 2 8 墨教指第 2 2 4 8 号の2決 定文書	追加資料「運転記録証明書」	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため(条例第6条第2号)	追加資料「運転記録証明書」
1 4 服務 事故報告 書(第一 報)	「発生場所」中の学校名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第2号)	「発生場所」中の学校名
	「対象者所属校・職名・氏名・年齢・性別」中の学校名・氏名		「対象者所属校・職名・氏名・年齢・性別」中の学校名・氏名
	「関係者(児童・生徒)学年・組・氏名・年齢・性別」中の学校名・氏名・年齢		「関係者(児童・生徒)学年・組・氏名・年齢・性別」中の学校名
	「内容の概要」中の教諭氏名・関係者氏名		「内容の概要」中の教諭氏名
1 5 2 8 墨教指第 2 2 5 0 号決定文 書	起案用紙中の校種・学校名・服務事故者氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)であるため(条例第6条第2号)	起案用紙中の校種(中学校)・学校名・服務事故者氏名
	報告文における「3 発生場所」中の学校名		報告文における「3 発生場所」中の学校名
	報告文における「4 当事者・関係者の氏名等」中「体罰を加えた者」の学校名・校長氏名・教諭氏名・生年月日、「体罰を受けた者」の氏名・生年月日・年齢、「目撃した生徒・教員」の学校名・氏名、「保護者」の氏名・住所		報告文における「4 当事者・関係者の氏名等」中「体罰を加えた者」の学校名・校長氏名・教諭氏名、「体罰を受けた者」の年齢、「目撃した生徒・教員」の学校名
	報告文における「5 発生の状況(1)当事者・関係者からの事情聴取内容」中の氏名・学校名		報告文における「5 発生の状況(1)当事者・関係者からの事情聴取内容」中の氏名・学校名

対象文書	処分庁が非公開とした部分 (本件通知書の記載内容)	非公開とした理由及び根拠	審査請求人が公開を求める部分 (本件審査請求書の記載内容)
(続き) 1528 墨教指第 2250 号決定文 書	報告文における「5 発生の状況(1) 当事者・関係者からの事情聴取内容」中の具体的聴取内容	公にすることにより、今後、同種の事故が発生した場合に、事故関係者からの適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため(条例第6条第6号)	報告文における「5 発生の状況(1) 当事者・関係者からの事情聴取内容」中の具体的聴取内容(全て非公開となっている。「体罰を受けた者・目撃者・保護者等」の個人情報を除いた部分の公開を求める。)
	報告文における「5 発生の状況(2) 確認した事故発生の経緯及び事実」中の学校名・教諭氏名・生徒氏名・校長氏名・副校長氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第2号)	報告文における「5 発生の状況(2) 確認した事故発生の経緯及び事実」中の学校名・教諭氏名・校長氏名・副校長氏名
	報告文における「6 墨田区教育委員会及び学校の対応措置」中の学校名・生徒氏名・校長氏名・副校長氏名・教諭氏名・具体的発言		報告文における「6 墨田区教育委員会及び学校の対応措置」中の学校名・校長氏名・副校長氏名・教諭氏名・具体的発言
	報告文における「7 墨田区教育委員会の見解」中の学校名・教諭氏名		報告文における「7 墨田区教育委員会の見解」中の学校名・教諭氏名
	添付資料「見取図」中の学校名・氏名		「図」中の学校名・氏名(生徒を除く)
	報告文(送付文書)における「3 発生場所」中の学校名		報告文(送付文書)における「3 発生場所」中の学校名
	報告文(送付文書)における「4 当事者・関係者の氏名等」中「体罰を加えた者」の学校名・校長氏名・教諭氏名・生年月日、「体罰を受けた者」の氏名・生年月日・年齢、「目撃した生徒・教員」の学校名・氏名、「保護者」の氏名・住所		報告文(送付文書)における「4 当事者・関係者の氏名等」中「体罰を加えた者」の学校名・校長氏名・教諭氏名、「体罰を受けた者」の年齢、「目撃した生徒・教員」の学校名・氏名
1628 墨教指第 2250 号の1決 定文書	起案用紙中の学校名・教諭氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)であるため(条例第6条第2号)	起案用紙中の学校名・教諭氏名
	内申中の学校名・教諭氏名		内申中の学校名・教諭氏名
	内申(送付文書)中の学校名・教諭氏名		内申(送付文書)中の学校名・教諭氏名

別表 2

対象文書	処分庁が非公開とした部分 (本件通知書の記載内容)	処分庁が非公開とした理由 及び根拠	審査庁が非公開とした 理由及び根拠
1 服務事故報告書 (第一報) (別表 1 の対象文書 1)	「内容の概要」中の具体的発言内容	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため (条例第 6 条第 2 号)	公にすることにより、今後、同種の事故が発生した場合に、事故関係者からの適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (条例第 6 条第 6 号)
2 28 墨教指第 790 号決定文書 (別表 1 の対象文書 2)	報告文 (案) における「5 発生の状況 (2) 確認した不適切な行為発生の経緯及び事実」中の具体的言動・教諭の心情		
	報告文 (案) における「6 墨田区教育委員会及び学校の対応措置」中の具体的言動・教諭の心情		
	添付資料「記録」		
	添付資料「ボイスレコーダー発言録」		
3 28 墨教指 1575 号決定文書 (別表 1 の対象文書 5)	報告文における「5 発生状況」中の具体的発言		
	報告文における「6 学校及び墨田区教育委員会の対応措置」中の具体的聴取内容		
4 服務事故報告書 (第一報) (別表 1 の対象文書 7)	「内容の概要」中の具体的送信内容		
	「その他」欄の手書きメモによる具体的聴取内容		
5 28 墨教指第 2095 号決定文書 (別表 1 の対象文書 8)	報告文における「5 発生の状況 (2) 確認した事故発生の経緯及び事実」中の具体的内容・心情		
	報告文における「6 学校及び墨田区教育委員会の対応措置」中の具体的言動・具体的聴取内容・心情		
	添付資料 (1)		
	添付資料 (2)		
6 28 墨教指第 2248 号決定文書 (別表 1 の対象文書 11)	報告文における「5 発生の状況」中の具体的発言		

令和2年12月3日

審査庁 墨田区教育委員会

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区教育委員会となります。）裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

本書は、裁決書の謄本である。

令和2年12月3日

墨田区教育委員会